

男女共同参画大臣 岡崎トミ子 殿

男女共同参画局長 岡島敦子 殿

基本問題・計画専門調査会会長 羽入佐和子 殿（お茶の水女子大学学長）

第3次男女共同参画計画（案）へのマイノリティ女性に関する要請

男女共同参画にむけたご尽力に敬意を表します。さて先月、第3次男女共同参画計画（案）が公表されましたが、これまでの度重なる請願にも関わらず、その中には、部落・アイヌ・在日コリアン女性など、マイノリティ女性が直面する課題への施策がふくまれておりません。同計画と今後の施策に、以下の通り、マイノリティ女性の課題を含めるようご尽力いただきたく、ここに共同要請をさせていただきます。

要請理由：

- ・ 女性差別撤廃委員会は2009年の日本審査を受けて、日本政府に「マイノリティ女性に対する差別の撤廃のために、政策的枠組みの設置や暫定的特別措置の採択を含む効果的な措置をとるよう」勧告し、マイノリティ女性の代表を意思決定機関に任命するよう勧告しました。
- ・ 2008年5月に行なわれた日本の普遍的定期審査（UPR）の勧告を受けて、日本政府は回答文書で、フォローアップを積極的に行なう勧告として「マイノリティ女性が直面する問題にとりくむこと」を国際社会に約しました（A/HRC/8/44/Add.2, 2008年6月12日）。

要請事項

第1分野「政策・方針決定への女性の参画の拡大」

- ・ 「各種委員会・審議会委員にマイノリティ女性などの当事者が参画する審議会構成にするよう努力する。」（内閣府）

第8分野「高齢者、障害者、外国人、マイノリティ女性等が安心して暮らせる環境の整備」とする。

- ・ 外国人を「外国人・特別永住者」とする。
- ・ 「男女共同参画関連会議や基本計画・問題専門調査会など各調査会で、マイノリティ女性が行なった調査結果のヒアリングを行ない、直面する課題に関する理解を深める。」（内閣府）

第9分野

- ・ 「DV被害に関して、複合的な課題を持つ女性に対する相談に対応できるよう、相談者の育成につとめ、相談体制の充実を図る。」、マイノリティ女性のカウンセラー養成に助成する。（厚生労働省）
- ・ 沖縄女性より：島嶼県であるため、離島地域でのシェルターや相談機関、相談員の充実に努める。
- ・ アイヌ女性より：添付

第11分野

- ・ マイノリティ女性や外国人女性への識字教室の継続や機能的識字教育の実施を自治体へ推奨する。（文部科学省）

部落解放同盟中央女性運動部

北海道アイヌ協会札幌支部

アプロ実態調査プロジェクト

反差別国際運動日本委員会（IMADR-JC）

連絡先：IMADR-JC 03-3568-7709（原）